

幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件（案）

1 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関すること

- (1) 認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）を遵守し、幼保連携型認定こども園として認可を受けること。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第25号）を遵守し、特定教育・保育施設としての確認を受けること。
- (3) 開園日 平成29年4月1日
- (4) 開園時間 1日11時間（午前7時から午後6時まで）を原則とし、事業者が定めるものとする。
- (5) 休園可能日 日曜日
国民の祝日
年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 学級数及び利用定員に関すること

学級数及び利用定員については、次の事項を踏まえ、150人程度の利用定員を目安に、事業者が提案すること。

- (1) 1号、2号及び3号認定子どもの利用定員を設定すること。
- (2) 3号認定子どもの利用定員については、0歳児≤1歳児≤2歳児となるように設定すること。
- (3) 少なくとも4・5歳児の学級数については、複数学級となるように設定すること。

3 基本原則

- (1) 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他心身に有害な影響を与える行為を行わないこと。
- (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採る時は、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- (4) 法人代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、芦屋市の幼児教育及び保育をよく理解し、芦屋市の関連施策にも積極的に協力すること。
- (5) 園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた幼保連携型認定こども園をめざし、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (6) 事業者が社会的信望を有すること。
- (7) 実務を担当する幹部職員が幼児教育又は社会福祉事業について知識又は経験を有すること。
- (8) 事業を実施するために必要な経済的基礎があり、財政内容が適正であること。
- (9) 資金計画及び事業計画が適正であること。

4 園運営・事業内容に関すること

- (1) 指導計画の作成について
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「芦屋市就学前カリキュラム」に基づき、教育・保育課程及び指導計画を作成し、保育を実施すること。
- (2) 特別支援教育及び統合保育事業について
ア 特別支援教育のための園内支援体制を整備し、個別の指導計画や教育支援計画を作成し特別支援教育を実施すること。
イ 保育を必要とする子どもについては、芦屋市統合保育事業について本市からの委託を受けるこ

と。

(3) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会等一般的な行事まで規制するものではない。

(4) 支援を要する子ども及び保護者への対応について

支援を要する子ども及び保護者への対応については、本市子育て推進課等関係機関と連携して行うこと。

(5) 延長保育事業について

原則11時間の開園時間の後、さらに延長保育事業（午後6時から午後7時まで）を実施すること。なお、それ以降の時間は自主事業とする。

(6) 子育て支援事業について

認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施すること。

(7) 施設名称について

「浜風」の名称をできるだけ残すよう配慮すること。

5 職員の配置等に関すること

次のとおり園長等の配置を行うこと。

(1) 園長

幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

(2) 主幹保育教諭

ア 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として配置すること。

イ 主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

(3) 教育及び保育に直接従事する職員

教育及び保育に直接従事する職員の数は、次のとおりとする。

| 園児の区分 | 員数 |
|-----------------|--------------|
| ア 満5歳以上の園児 | おおむね20人につき1人 |
| イ 満4歳以上満5歳未満の園児 | おおむね20人につき1人 |
| ウ 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね15人につき1人 |
| エ 満2歳以上満3歳未満の園児 | おおむね5人につき1人 |
| オ 満1歳以上満2歳未満の園児 | おおむね5人につき1人 |
| カ 満1歳未満の園児 | おおむね3人につき1人 |

備考 員数の算定に当たっては、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第1位を切り上げた員数）とすること。

(4) 学級編制（満3歳以上の教育課程に基づく教育）

1学級の園児数は、35人以下とする。

6 職員の研修に関すること

(1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(2) 本市が実施する私立幼稚園教職員、私立保育所職員等を対象とする研修に参加すること。

7 給食に関すること

(1) 食物アレルギー対応については厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び

「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に準拠した取り扱いを行うこと。

- (2) 離乳食，アレルギー食，配慮食等に個々に配慮した「食」の提供を行うこと。
- (3) 調理は，当該園内で行うこと。

8 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し，入所前健康診断及び，少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施すること。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し，給食調理に携わる者は毎月検便を行うこと。

9 その他の保育内容等について

施設賠償責任保険，災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

10 幼保連携型認定こども園として必要な施設の建設等に関すること

- (1) 設計図書は，本募集案内に定める基準によるほか，建築基準法等の関係法規を遵守して作成の上，本市の承認を得ること。
- (2) 保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを，当該地や近隣に確保するように努めるなど，車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。
- (3) 芦屋市に指名登録している建設事業者の中から入札で施行業者を選ぶこと。
- (4) 事業者による「指名競争入札」又は「公募型指名競争入札」により施工業者を決定すること（本体工事費等の補助を受けない場合はこの限りでない）。
- (5) 公告等も含め，入札の執行については，事業者自身で行うこと。
- (6) 入札等において不正等が発覚した場合は，補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがあります。
- (7) 施工業者との契約は，補助金の交付決定後になります。
- (8) その他，事業者が行う手続等
認定こども園の建設にあたっては，事業者において事業認可，建築確認等必要な手続きを行い，所要の許認可等を得ること。なお，これらに要する費用は，事業者が負担すること。

11 開園後の取組への協力に関すること

事業者は，開園後の運営状況等について，次に掲げる本市の取組へ協力すること。

- (1) 本市職員による訪問への協力
- (2) 保護者アンケートの実施への協力
- (3) 本市が行う公募事業の検証への協力

12 建設費及び運営費にかかる補助

(1) 保育所等整備交付金

保育所等整備交付金交付要綱（現在は未発出）に基づいて補助する予定です。

※ 当該補助金は，芦屋市の平成28年度予算成立を条件とします。予算が成立しない場合は，事業を取消すことがあります。

※ 消費税額分も対象となります。

※ 利用定員の設定及び総事業費により補助金額は異なります。

※ 補助金は，平成29年3月末までに兵庫県から幼保連携型認定こども園の認可を受け，平成29年4月1日に開園した後に交付します。

(2) 運営費等

この募集により選定され、兵庫県から幼保連携型認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は施設型給付費（公定価格より、保護者から徴収する規程の保育料を差し引いた額）を受給することができます。

ア 公定価格

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室のホームページで公定価格の試算ソフトが公開されていますので、ご確認ください。

イ 市単独助成金

2号及び3号認定子ども1人につき、国が定める公定価格のうち保育必要量区分の基本分単価に処遇改善等加算を加えた額に、下記に定める率を乗じた額を助成する予定

(ア) 0, 1歳児 8%

(イ) 2歳児以上 20%

※ 平成28年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合があります。

(3) 延長保育事業委託料について

利用乳幼児1人あたり1回の利用につき、300円を助成する。なお、延長保育料については芦屋市が利用者から徴収するため、事業者において延長保育料収入は発生しません。

※ 平成28年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合があります。

13 その他

- (1) 基本設計、施工及び開園準備にあたっては、法人代表者等責任を持って対応できる者が出席する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図ること。
- (2) 選定された事業者は、園の整備にあたり、隣接する浜風小学校の学校運営への影響が最小限となるよう留意し、また、近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮することとし、選定された事業者の責任において誠意を持って対応すること。
- (3) 市長は、選定された事業者がこの募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な保育事業の実施が困難と認めるときは、事業実施者としての選定の決定を取り消すことができる。
- (4) 多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な園を整備し、芦屋市の選定を受けた事業者自らが運営すること。